

〈生徒用〉

生徒の感染が判明した場合

保健所が濃厚接触者等を特定するまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業

設置者は、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性について検討。

一般には次の事項を考慮して検討。

- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

感染した生徒や濃厚接触者の出席停止

〈生徒〉

・感染者や濃厚接触者は、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止とする。

出席停止証明書の用紙に記入をして学校へ提出する。

学校の全部又は一部の臨時休業

生徒・家族に感染の疑いがある場合

生徒は、家族の PCR 検査の結果が出るまで、自宅待機(出席停止)

学校へ結果を報告

学校での動向調査

家族が陽性の場合、生徒は登校せず、保健所の指示に従う。

家族が陰性の場合、保健所の指示に従い、生徒は登校を再開する。

生徒は陰性の場合、保健所の指示に従う。

登校する時は、新型コロナウイルスによる出席停止申請書に記入をして、学校へ提出する。

生徒も陽性の場合

